

○テーマ：コミュニケーション支援について

（要点）

骨格提言の趣旨に沿って、コミュニケーション支援、及び通訳・介助支援を全国共通の仕組みで提供されるべきである。

（理由）

コミュニケーション支援、及び通訳・介助支援は、今回の厚生労働省案には全く触れられていない。しかし、障害者基本法において、コミュニケーション、及び情報の取得と利用のため、障害当事者が必要な言語（手話を含む）とコミュニケーションの方法（手段）を選べることが基本的原則とされている。また、第 22 条では障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の施策を講じなければならないとされている。

地域生活支援事業の「コミュニケーション支援事業」が市町村の裁量による事業の仕組みのままでは、地域格差がますます大きくなり、必要なコミュニケーション支援のニーズが制限させられることになる。コミュニケーション支援事業は、全国共通の仕組みにより行う義務的事業として市町村格差をなくすべきである。

また、利用者に費用を求めないことを骨格提言に沿って明記すべきである。

○テーマ：相談支援機関の設置と果たすべき機能について

（要点）

骨格提言の趣旨に沿って、総合相談支援センターと特定専門相談支援センターを設置して、聴覚障害者が自ら選択する（手話を含む）コミュニケーションの方法で、必要なときに何時でも直接相談できる体制を提供すべきである。

（理由）

総合的な相談支援体系の整備において基幹相談支援センターのみ触れられているが、これでは、聴覚障害者が相談したいと思っても、直接コミュニケーションができる者がおらず、聴覚障害の障害特性に対する理解もないため、相談に行ける状況に全くない。

手話通訳士有資格者、ろうあ者相談員を配置するとしている総合相談支援センターが必要であり、かつ、聴覚障害者情報提供施設が特定専門相談支援センターの役割を強化することが求められている。